

青色申告

蒲田会報

No. 783

令和2年
8月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307 号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp

発行人 江川 慎 郎

蒲田税務署 人事異動のお知らせ

この度、7月10日付にて蒲田税務署の人事異動がありました。当会に関係深い幹部の方々をご紹介します。

職 名	新（新幹部の方々）					旧（異動された方々）				
	氏 名	転入前部署			氏 名	転出後部署				
		部署名	課部門	職 名		部署名	課部門	職 名		
署 長	轟 智 春	調査一部	特官K1	特調官	大 野 眞	ご退官				
副署長（総務担当）	小田 桐 忠 良	藤 沢		副署長	近 藤 高 史	総務部	税務相談室	主任相談官		
副署長（法人担当）	長 野 英 征	留 任			長 野 英 征	留 任				
指定特官（総合）	河 原 幸 生	札幌局	函 館	副署長	(新 設)					
指定特官（開発）	磯 忠 彦	渋谷	法人1	統括官	(新 設)					
指定特官（法人）	田 村 正 毅	留 任			田 村 正 毅	留 任				
総務課長	永 谷 直 寛	留 任			永 谷 直 寛	留 任				
管理運営1統括官	森 田 周 治	千葉西	法人1	統括官	荻 澤 晃 仁	中 野	管運1	統括官		
管理運営2統括官	高 尾 章 典	品 川	管運1	連調官	木 村 泰 子	麻 布	管運6	統括官		
管理運営3統括官	池 田 弘 美	留 任			池 田 弘 美	留 任				
徴収1統括官	山 本 明	佐 原	徴 収	統括官	羽 石 誠	足 立	徴収1	統括官		
徴収2統括官	(廃 止)				仲 摩 修	四 谷	徴収2	統括官		
個人課税1統括官	越 前 哲 也	鶴 見	個人1	統括官	鮫 島 博 志	荒 川	個人1	統括官		
個人課税2統括官	高 橋 正 樹	浅 草	個人2	統括官	山 口 眞 弥	緑	個人2	統括官		
個人課税3統括官	山 本 洋 之	留 任			山 本 洋 之	留 任				
個人課税4統括官	吉 田 奈 桜 美	芝	個人6	統括官	(新 設)					
資産課税統括官	浜 名 文 人	留 任			浜 名 文 人	留 任				
課長補佐	児 玉 純	徴収部	S-4	徴収官	庵 眞 也	中 野	総 務	補 佐		
個人課税第一部門指導上席	長谷川 豪 郎	平 塚	個人1	指導上席	大 平 八 千 代	渋谷	個人5	統括官		

【会員募集中！お知り合いをご紹介ください】

ワンポイント情報

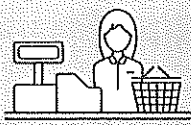
プラスチック製買物袋の有料化 ～2020年7月1日からスタートしています～

1. 対象となる事業者

事業において容器包装を用いる者であって、小売業に属する事業を行う者
 ⇒プラスチック製買物袋を扱う小売業を営むすべての事業者

【 判断ポイント 01 / 小売業を行うか 】

対象

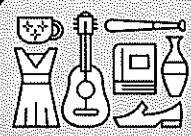


主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、事業の一部として小売業を行っている場合も対象。

※小売業とは各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部品・付属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

【 判断ポイント 02 / 事業であるか 】

対象外





反復継続性などをもとに総合的に判断。
フリーマーケットなど


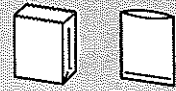
2. 対象となる袋

法令に基づく有料化の対象は、消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋


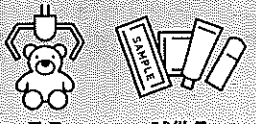
【 判断ポイント 01 / 素材 】

<p>対象</p>  <p>プラスチック</p>	<p>対象外</p>  <p>紙 布</p>
--	--

【 判断ポイント 02 / 持ち手 】

<p>対象</p>  <p>持ち手がある</p>	<p>対象外</p>  <p>持ち手が無い</p>
---	---

【 判断ポイント 03 / 商品を入れるか 】

<p>対象</p>  <p>袋の中身が商品</p>	<p>対象外</p>  <p>景品 試供品 ※表示等により商品と明確に区別されるもの</p>
---	--

【 判断ポイント 04 / 辞退できるか 】

<p>対象</p>  <p>消費者が辞退できる</p>	<p>対象外</p>  <p>袋が商品の一部 別の法令で決められたもの（免税の袋など）</p>
---	---

※環境性能が認められ、その旨の表示がある以下の3種類の袋は対象外

- ①プラスチックフィルムの厚さが50マイクロメートル以上
- ②海洋生分解性プラスチックの配合率100%
- ③バイオマス素材の配合率25%以上

3. 価格設定

- ①商品との一体価格の表示・・・商品の価格とプラスチック製買物袋の価格を一体として表示する場合、プラスチック製買物袋の価格が明らかとなるように提示
- ②1円以上の価格設定・・・1枚当たり1円未満の価格設定は有料化に当たらない
- ③1枚ごとの値付け・・・複数枚のプラスチック製買物袋を提供する場合、1枚ごとに価格を設定

◆プラスチック製買物袋の有料化にあたり、プラスチック製買物袋は標準税率が適用されるため、中に入れる物が軽減税率の対象品目であっても、10%の消費税が課されます。売上の税率ごとの管理や、領収証等への記載について、対応が必要となりますので、ご注意ください。

《お問い合わせ先》(月～金曜日(祝日除く)) 9:00～18:15)

事業者の皆様向け ☎0570-000930

レジ袋有料化 7月1日スタート

検索



【会費も納税も安心・便利な口座振替をご利用ください】

節税 ア・ラ・カルト

・小規模企業共済

個人事業主とその共同経営者の退職金制度です。掛金は月額 1,000 円～70,000 円で、加入者本人の所得控除の対象となります。一括受取は退職所得扱い、分割受取は公的年金等の雑所得扱いと、受取時も税制的に優遇されます。

・経営セーフティ共済

取引先の倒産による売掛金の回収困難時に、無担保・無保証人、無利子で共済金の貸付を受けられます。掛金は月額 5,000 円～200,000 円で、必要経費に算入できます。掛金総額は 800 万円までで、解約手当金は収入に計上します。

・国民年金基金

国民年金の第1号被保険者が老齢基礎年金に上乗せする年金制度です。基本の終身年金にプラスして、自由にプラン設計が出来ます。掛金は月額 68,000 円が上限となり、所得控除の対象となります。公的年金等の雑所得扱いで、受取時も税制的に優遇されます。

※小規模企業共済、経営セーフティ共済、国民年金基金のパフレットは事務局に用意しておりますので、加入ご希望の方は、事務局（電話 3732-1310）へご連絡ください。

経営改善資金（マル経融資）

★安心な国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・無保証人（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

【限度額】 2,000万円

【利率】 1.21%

(2020年7月8日現在)

【融資対象】

- ・従業員 20 人以下（商業・サービス業 5 人以下）の法人・個人

【使 途】 事業資金（運転・設備資金）

【返済期間】 運転 7 年以内・設備 10 年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。
予めご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例

【限度額】 1,000 万円（別枠）

【利率】 当初 3 年間 0.31%（※）

※通常利率から 0.9%引き下げ

●特別利子補給制度により一定の要件を満たした方は当初 3 年間実質無利子となります。詳細は下記までお問い合わせください。

★ご相談・お申し込みは、**東京商工会議所 大田支部** まで

〒144-0035 大田区南蒲田 1-20-20 大田区産業プラザ 5 階

TEL 03 (3734) 1621

【当会の役員はボランティアで活動しております】

都税だより

☆8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、令和2年8月31日(月)までにお納めください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、非対面式のキャッシュレス納税(スマートフォン決済アプリによる納付、クレジットカード納付等)のご活用をお願いいたします。

また、省エネ促進税制に係る減免の申請も受け付けております。これは、個人事業者が特定の省エネルギー設備等を取付した場合に、個人事業税を減免するものです。詳しくは、主税局ホームページをご確認ください。

☆都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました

令和2年(2020年)6月1日から、都税がスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。アプリ内で納付書のバーコードを読み取るだけで、いつでも、どこでも納付できます。詳細は、主税局ホームページをご確認ください。

(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/tozei_nouzei.html#L16)

【お問い合わせ先】

大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

「東京青色交通事故傷害保険(個人型・家族型)」の募集について

日本国内・国外を問わず、交通事故等によるケガに対して保険金をお支払いする「東京青色交通事故傷害保険(個人型・家族型)」の新規加入の申込を受付けております。会員限定のため、団体割引等が適用される制度で、加入年令の制限はありません。

詳細につきましては、パンフレットをご準備しておりますので、事務局までお問合せさせていただきますよう、お願い申し上げます。

個人型	年間 1,000円/1口(最大10口まで)
家族型	年間 10,000円/1口(最大3口まで)

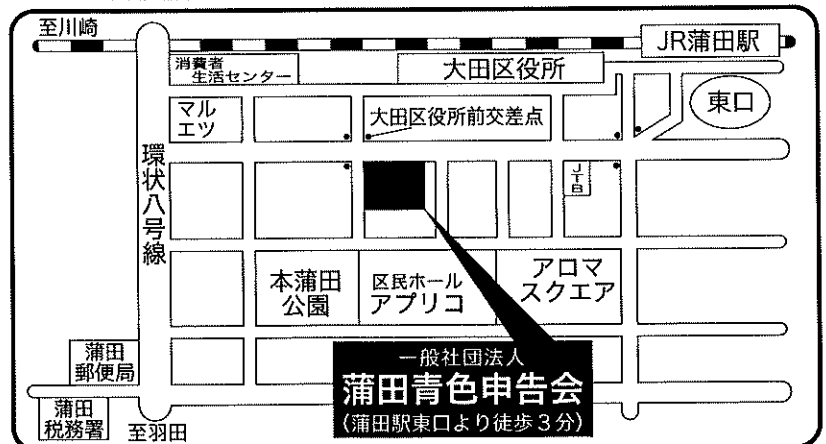
申込締切日：令和2年8月28日(金)

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



七月 事業報告

本年は、8月11日(火)〜14日(金)を夏季休業とし、事務局を閉めさせていただきます。

六月二十九日〜一日 源泉所得税上期指導会

一七日 執行部会

二九日 東青連臨時総会・理事会

東京青色申告会館